



消防署からのお知らせ

ガソリンや灯油、軽油、重油等の油類は 消防法で規制されています！

危険物は身近にあるものですが、誰でも安易に取り扱えるものではありません。元々危険性が高いものなので、その貯蔵及び取扱いには厳しい法規制がかけられているのです。
ご理解とご協力をお願い致します。

農業用ハウス等で、暖房や二酸化炭素発生装置の燃料として、灯油や軽油などの油類が使われていることがありますが、これらの油類は消防法で「危険物」として規制されています。

下の表に示す指定数量以上の量の油を貯蔵及び取り扱う場合は、消防法の規制に適合し、許可を受ける必要があります。

また、危険物取扱者の資格を持った人が取り扱うことが義務付けられます。



代表的な油類の指定数量（危険物の規制に関する政令 別表第3より抜粋）

| 油の名称 | 指定数量 | 少量危険物規制該当量（指定数量の5分の1以上指定数量未満） |
|------|--------|-------------------------------|
| ガソリン | 200L | 40L 以上～指定数量未満 |
| 灯油 | 1,000L | 200L 以上～指定数量未満 |
| 軽油 | 1,000L | 200L 以上～指定数量未満 |
| 重油 | 2,000L | 400L 以上～指定数量未満 |



「消太くん」

【お問い合わせ】

新潟市消防局予防課予防査察係 025-288-3230

新潟市消防局危険物保安課危険物係 025-288-3240

北消防署 025-387-0119

東消防署 025-275-9111

中央消防署 025-288-3119

江南消防署 025-381-2327

秋葉消防署 0250-22-0175

南消防署 025-372-0119

西消防署 025-262-2119

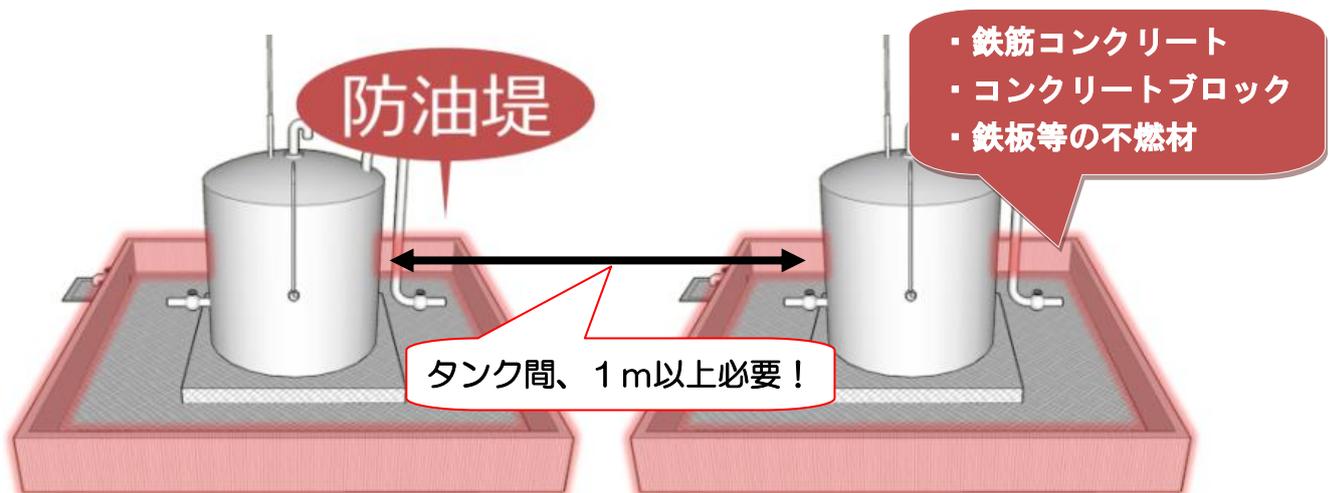
西蒲消防署 0256-72-3309

指定数量未満でも新潟市火災予防条例の
規制がかかる場合があります。

主な注意点は次のとおりです。

- ①タンクの周囲に、危険物の流出防止措置が必要です。
- ②タンクに1メートル以上の空地が必要です。
- ③見やすい位置に、標識等が必要です。
- ④少量危険物貯蔵取扱届出書の提出が必要です。

(※未提出の場合)



(少量危険物貯蔵取扱所の掲示例)

| | | |
|------------|--------|-------|
| 火気厳禁 | 危険物の種別 | 第四類 |
| | 危険物の品名 | 灯油 |
| 危険物の最大数量 | | 九百八十L |
| 少量危険物貯蔵取扱所 | | |

※貯蔵取扱の具体例

- ・重油を1980L貯蔵する場合、防油堤や標識等が必要<<少量危険物に該当>>
 - ・重油を390L貯蔵する場合、防油堤や標識等は不要<<少量危険物に非該当>>
 - ・灯油を980L貯蔵する場合、防油堤や標識等が必要<<少量危険物に該当>>
 - ・灯油を190L貯蔵する場合、防油堤や標識等は不要<<少量危険物に非該当>>
- ★防油堤や標識等を設置してない場合は、貯蔵量が少量危険物未満で、
(重油は400L未満、灯油は200L未満)貯蔵する必要があります。